

第6章 情報倫理を学ぶ

p.92-109



「大学で学ぶための学習ガイドブック(第2版)」

新潟大学歯学部、2022.3

注意:教科書に記載している内容は、どんどん古くなっていきます

<https://www5.dent.niigata-u.ac.jp/~nisiyama/studyskills/ss250509.pdf>

2025.05.09 西山秀昌

スマホ SNS

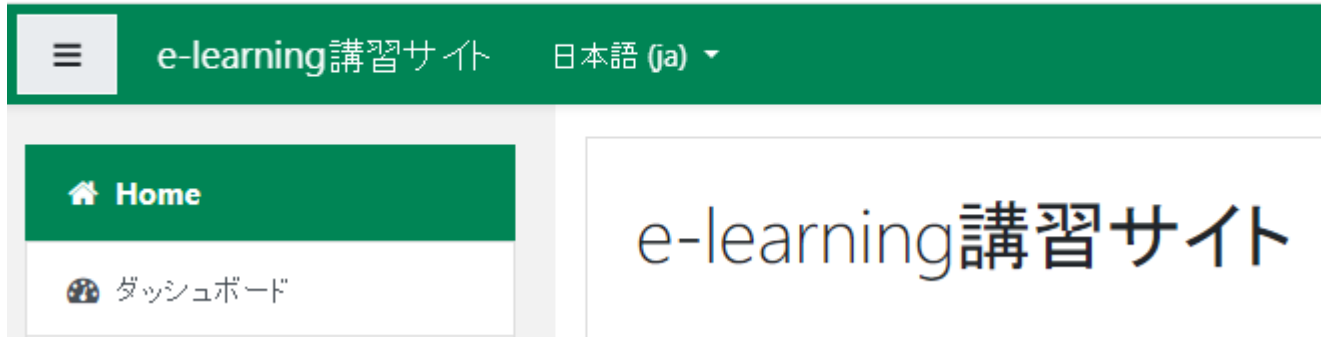
- 巷で取り上げられる問題の数々
 - 不適切・誤った情報配信、流言飛語
 - 情報漏洩
 - バイトテロ
 - 炎上
 - 誹謗中傷
- 明学生（明治学院大学生）が考えたSNSのための5つの合言葉
 - <https://www.meijigakuin.ac.jp/campuslife/campuslife/sns/>

SNSの変化と問題

- X(旧Twitter)の変化
 - 【Twitterの歴史】TwitterがXになるまで、何が起った？振り返りとこれから
 - <https://www.comnico.jp/we-love-social/twitter-15th-anniversary>
- Instagramでの問題点
 - <https://ds-b.jp/media/what-is-instagram/>
 - <https://japan.cnet.com/article/35176759/>

セキュリティ及び情報倫理関係としての 新入生アカウント講習会

← → ↺ <https://eln.cais.niigata-u.ac.jp>



4/25-5/2のアンケート結果

4:新入生アカウント講習 (e-Learning) の受講を終了しましたか?
選択肢から1つ選んでください。【4者択1】 (必須)

選択肢	人数
1.受講し、合格して終了した。	14
2.受講したが、途中で中断している。(ないし、不合格のまま)	1
3.受講していない。(新入生アカウント講習の情報は知っていた)	28
4.新入生アカウント講習 (e-Learning) の情報について全く知らなかった	18

早めに受講し
合格しましょう。

本日の講義・演習内容

- 情報倫理とは？
- プライバシーと個人情報
- 知的所有権、特に著作権について
- 立ち位置による変化について
- ケーススタディ
- 課題について
- 最後に

本日の講義・演習内容

- 情報倫理とは？
- プライバシーと個人情報
- 知的所有権、特に著作権について
- 立ち位置による変化について
- ケーススタディ
- 課題について
- 最後に

インターネットがもたらした コミュニケーションとは？ (p.92)

- **グローバル**な**多対多通信** (many-to-many communication)を可能にしつつ、並はずれた通信射程を持つ。
- ある種の**匿名性**を容易にする。
- (完全な)**複製**可能性を持つ。

24年も前

Johnson, D.G. (2001)

それまでは「手紙」、「固定電話」、「電信・電報」...

29年も前

1996年にEUの委員会が
想定されうる問題をまとめた (p.93)

- 国家の安全(爆弾製造、違法な薬物製造、テロ)
- 未成年者保護(不正販売行為、暴力、ポルノ)
- 個人の尊厳の確保(人種差別)
- 経済の安全(詐欺、クレジットカードの盗用)
- 情報の安全(悪意のハッキング)
- プライバシー(個人情報^のの非合法的伝達、電子的ハラスメント)
- 名誉保護(中傷、不法な比較広告)
- 知的所有権(ソフトウェア、音楽などの著作物の無断頒布)



Illegal and harmful content on the internet. Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions. COM (96) 487 final, 16 October 1996

<http://aei.pitt.edu/5895/>

インターネットおよび情報倫理の歴史 (p.93)

47年前

- 1978年: 米国でパソコン通信開始
- 1982年: 日本で小規模パソコン通信開始
- 1985年: ジェームズ ムーア、“What is Computer Ethics”(「コンピュータ倫理」)発表。
- 1985年: デボラ ジョンソン、「コンピュータ倫理学」出版。
- 1989年: Webの登場
- 1995年: 情報技術の利用に関する倫理問題についての第1回国際会議開催。
- 1998年: 「情報倫理の構築」という研究プロジェクト開始(~2003)。
- 1999年: 情報倫理学に関する学術雑誌(“Echics and Information Technology”)の創刊。

36年前

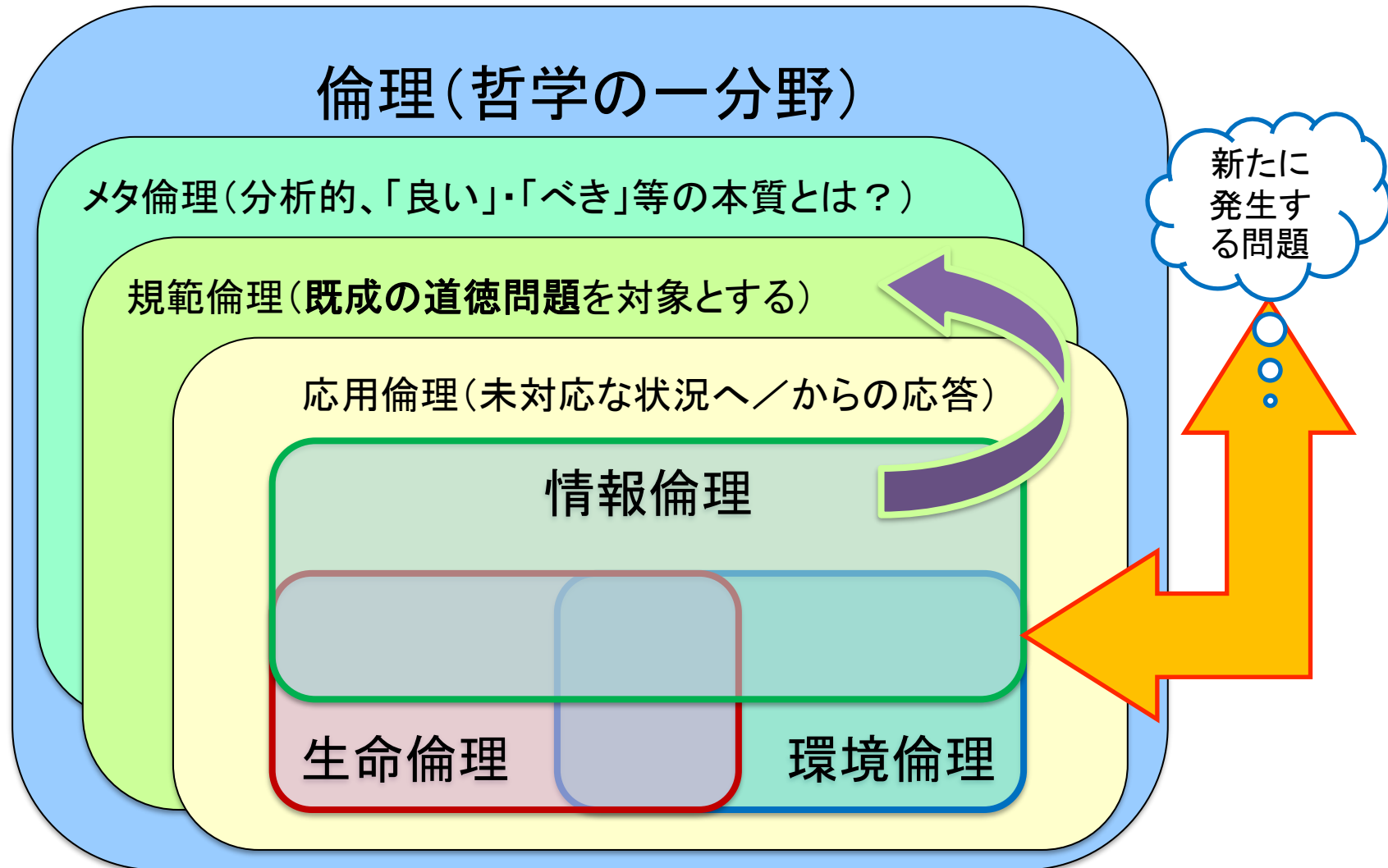
現役生の誕生(2006)

- 2003年: 「個人情報保護に関する法律」の制定
- 2004年: 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」の制定
- 2012年: 「著作権法」の改訂
- 2017年: 医療ビッグデータ法施行
- 2019年: OECDの「人工知能に関する理事会勧告」
- 2020~2022年: 新学習指導要領、小・中・高(入学年から)実施
- 2024年: OECDの「人工知能に関する理事会勧告」改変
- 2024年: 「欧州(EU)AI規制法」

(参考元 神崎 2005, 日本医療情報学会 2006, 山川 2013, 文部科学省, OECD)

情報倫理(学)とは？

哲学・倫理との関係 (p.94)



学生教育用としてのeBook

- 学生教育用としてeBookを数冊準備しました。同時アクセス数は1のみですので、閲覧したら速やかに離脱して下さい。

- 盛永 審一郎／松島 哲久／小出 泰士(編), 2019. いまを生きるための倫理学. 丸善出版.

<https://elib.maruzen.co.jp/elib/html/BookDetail/Id/3000087260?18> [閲覧日: 2024-05-06]



- 水谷, 雅彦(著), 2003. 情報の倫理学 (現代社会の倫理を考える 15). 丸善出版.

<https://elib.maruzen.co.jp/elib/html/BookDetail/Id/3000000169?16> [閲覧日: 2024-05-06]



情報倫理・セキュリティ関連の おすすめの本

生成AI出現以前のもので、若干古い感あり

- 情報倫理 – ネット時代のソーシャル・リテラシー –
– 【改訂3版】・技術評論社
– 高橋 慈子, 原田 隆史, 佐藤 翔, 岡部 晋典
- 情報セキュリティ読本 –IT時代の危機管理入門–
– 六訂版・実教出版株式会社
– 独立行政法人情報処理推進機構

生成AI関連、個人情報保護法関連の 参考になる図書

- 齋藤浩貴, 上村哲史. 「生成AIと知財・個人情報 Q&A」. 商事法務; 2024.
https://www.shojihomu.co.jp/publishing/details?publish_id=5462&cd=3071&state=forthcoming
- 田中 浩之, 蔦大輔, 平岡 優, 塩崎耕平, 本嶋孔太郎. 「60分でわかる! 改正個人情報保護法 超入門」. 技術評論社; 2022.
<https://gihyo.jp/book/2022/978-4-297-12715-2>

情報倫理（応用倫理）と哲学的基礎 （メタ倫理）との関係 (p.96)

- 「**倫理の理論**というものは、難解で複雑な論争に**決着をつける役には立たない**が、重要な規則や指針を明確にする**手助けにはなる**。倫理の理論により、**考慮すべきポイントがわかり、理論的な評価ができる**ようになる。」

（Baase 1997; 日本情報倫理協会訳 2002 p.300）

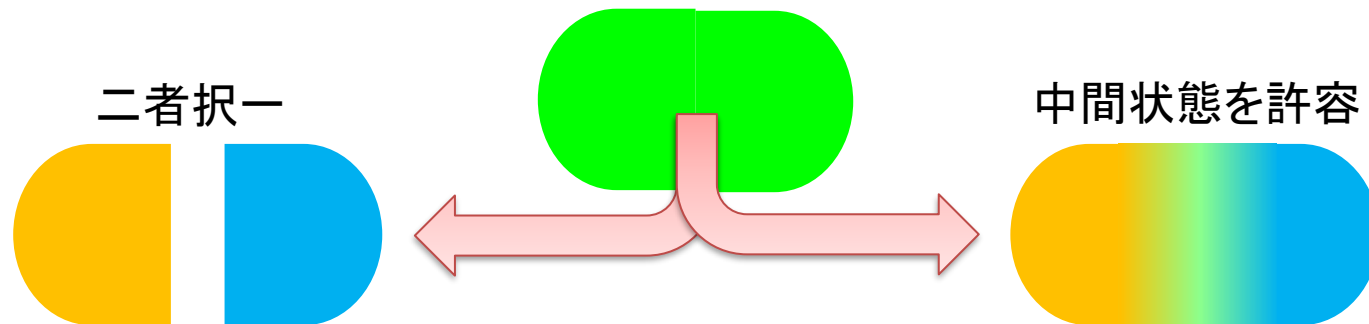


28年も前

哲学的基礎(メタ倫理)を 踏まえた上での倫理的判断

- 「すべての行為を倫理的に正しいか、倫理的に間違っているかの2つのカテゴリに区分してしまうことは誤った議論を招く。むしろ、倫理的に強要されるか、倫理的に禁じられているか、そうでないかによって区別する方がよい。」

(Baase 1997; 日本情報倫理協会訳 2002 p.300)



本日の講義・演習内容

- 情報倫理とは？
- プライバシーと個人情報
- 知的所有権、特に著作権について
- 立ち位置による変化について
- ケーススタディ
- 課題について
- 最後に

プライバシーと個人情報 (p.97-99)

- 1890年「放っておいてもらう権利」
- 1967年「自己情報コントロール権」という概念
- 1980年「OECD勧告の個人情報8原則」 2013年改訂
 1. 収集制限の原則 (Collection limitation Principle)
 2. データ内容の原則 (Data Quality Principle)
 3. 目的明確化の原則 (Purpose Specification Principle)
 4. 利用制限の原則 (Use Limitation Principle)
 5. 安全保護措置の原則 (Security Safeguard Principle)
 6. 公開の原則 (Openness Principle)
 7. 個人参加の原則 (Individual Participation Principle)
 8. 責任の原則 (Accountability Principle)

→ 日本の個人情報保護法制定へ
医療分野は他と同じなのだろうか？

個人情報保護法 および関連法規とガイドライン類

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo>

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal>

- 個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則
 - <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kihongensoku.pdf>
- 個人情報保護法の成立及び改正に関する主な経緯
 - https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_development.pdf
- 個人情報保護制度見直しの全体像
 - https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seibihou_gaiyou.pdf
 - ※令和4年4月1日時点で更新されています。テキストのp.98の図2は古くなりました。

詳しくは「個人情報保護委員会」のサイトを参照のこと

<https://www.ppc.go.jp/>

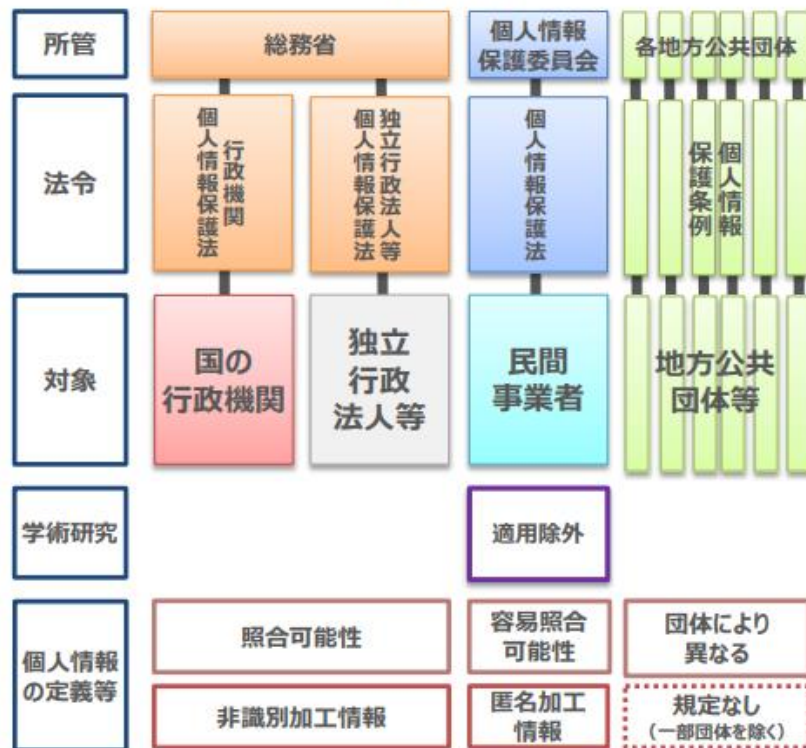


法律、基本方針、政令、規則、補完的ルール、ガイドライン・Q&A等、
特定分野ガイドライン、お役立ちツール(※中小企業向け)etc...

↑ これだけの資料があるということ(＝分かりにくいということ)

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を**個人情報保護委員会**に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等**を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

↑テキストの記載内容

↑R3年度改定後



個人情報保護法は3年ごとに見直し

- 個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度
改正大綱
令和元年12月13日、個人情報保護委員会
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200110_seidokaisei
taiko.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200110_seidokaisei_taiko.pdf)
- 個人情報保護法の3年ごと見直しに向けて
2019年3月27日、経団連情報通信委員会資料
<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/shiryou1.pdf>
- R2,R3改訂以降、新たな改訂は出ていない

特定分野ガイドライン・ガイダンス (医療関連)



- 医療関連分野**ガイダンス**と**Q&A**
 - 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
 - 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
 - 国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
 - 国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
 - 経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines/#iryokanren>

改正個人情報保護法

2017(H29)年5月30日施行 + 2022(R4)年4月1日施行

参考:

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/simple_lesson_2022.pdf

- 個人情報
- 個人識別符号
- 要配慮個人情報
 - 人種、信条、社会的身分、**病歴**、前科、犯罪被害情報。その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの
- 匿名加工情報、仮名加工情報
- 個人情報データベース等 / 個人データ
- 個人情報取扱事業者、保有個人データ
- トレーサビリティ(追跡可能性)
- オプトイン、オプトアウト

令和2年度改正個人情報保護法

- 令和4年4月1日から施行

- 特集

https://www.ppc.go.jp/news/kaiseihou_feature/



- 概要(リーフレット)

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/revised_APPI_leaflet2022.pdf



- マンガで学ぶ個人情報保護法

https://www.ppc.go.jp/news/anime_personalinfo/top/



- 比較的詳しい資料

<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/r2kaiseihou.pdf>



令和3年度改正個人情報保護法

- 特集

https://www.ppc.go.jp/news/r3kaiseihou_feature/



- 令和3年 改正個人情報保護法について(官民を通じた個人情報保護制度の見直し)

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/>



- 研修資料一覧

https://www.ppc.go.jp/kensyu_material/



令和2年改訂で定義・用語が増えた

<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/r2kaiseihou.pdf>

4. データ利活用に関する施策の在り方

(参考) 個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報の対比 (イメージ)

	個人情報※1	仮名加工情報※2	匿名加工情報※2
適正な加工 (必要な加工のレベル)	—	- 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない - 対照表と照合すれば本人が分かる程度まで加工	- 特定の個人を識別することができず、復元することができない - 本人が一切分からない程度まで加工
利用目的の制限等 (利用目的の特定、制限、通知・公表等)	○	○ ・利用目的の変更は可能 ・本人を識別しない、内部での分析 ・利用であることが条件	× (規制なし)
利用する必要がなくなったときの消去	○ (努力義務)	○ (努力義務)	× (規制なし)
安全管理措置	○	○	○ (努力義務)
漏えい等報告等	○ (改正法で義務化)	× (対象外)	× (対象外)
第三者提供時の同意取得	○	— (原則第三者提供禁止)	× (同意不要)
開示・利用停止等の請求対応	○	× (対象外)	× (対象外)
識別行為の禁止	—	○	○

※1：個人データ、保有個人データに係る規定を含む。 ※2：仮名加工情報データベース等、匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。

19

令和3年改訂版の資料

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/APPI_handbook_kamei_tokumei_2023.pdf

より深く考えるための 個人情報保護関連・資料

- 高木浩光さんに訊く、個人データ保護の真髄
——いま解き明かされる半世紀の経緯と混乱

<https://cafe.jilis.org/2022/03/18/160/>

目次

- 個人情報保護法が保護するのは個人情報ではない？
- 目的内の提供は制限されていない？
- 不適正利用の禁止は適正な利用義務ではない？
- 紹介されていなかった個人データ保護の真意
- 「file」とは何か、「data」とは何か
- プライバシー保護法ではなくてデータ保護法である
- プライバシー保護じゃないのにプライバシーガイドライン？
- 見え隠れする米国の意向
- ここからが本題
- 関係ないデータを用いた個人の評価
- データ保護の意思決定指向利益モデル
- フランスの50年前の事例
- 公開情報であっても対象となる理由
- 曲解されていった日本法
- 他の法目的はどうなの？
- 情報公開と個人情報保護は車の両輪ではない
- なぜこんなに混乱してきたのか
- 記録を伴わない自動処理への拡張
- 自己情報コントロール権と情報自己決定権
- 平成15年法制定時の大失敗
- これからどうしていくのか
- 憲法上の位置付けを明らかにしていくとは？
- 自治体条例を「リセットする」本当の理由

コンピュータの発達に伴う変化

テキスト p.99

- 新しい規模の**情報収集**を可能にした。
 - 例:ビッグデータ
- **新しい種類**の情報を作り出した。
 - 例:個人の嗜好情報
- 新しい規模の**情報の配布と交換**を可能にした。
 - 例:ツイッター、LINE
- **誤った情報**の影響が拡大された。
 - 例:誤った犯罪者情報の拡散
- 人の生涯の情報が以前より**はるかに長く存続**するようになった。(一度流れたものは、消せない)

24年も前

(Johnson 2001)

問題点 (p.99)

- 利用される側（個人）の立場
 - 当然保護されるべき
- 利用する側・扱う側（集団）の立場
 - 適切・容易に利用したい
- 両者のバランスの問題だが
 - 情報を扱う側にバイアスがかかりがち。
 - 「監視されているかもしれない」と思う状況による民主主義の委縮の可能性。

本日の講義・演習内容

- 情報倫理とは？
- プライバシーと個人情報
- 知的所有権、特に著作権について
- 立ち位置による変化について
- ケーススタディ
- 課題について
- 最後に

知的所有権の概略 (p.100)

- 産業財産権
「特許権」、「実用新案権」、「意匠権」、「商標権」など
- 著作権（2012年10月1日 改訂）
 - － 複製権
著作物の複製を作る権利。コピーとは異なる。対象物を撮影した場合の写真やビデオも含まれます。
 - － 人格権
「公表権」、「同一性保持権」、「氏名表示権」などがあります。
- その他
上記以外に「半導体回路配置利用権」、「育成者権」、「営業秘密などの保護」があります。

改訂された著作権法

- H24(2012)年10月1日
 - コピー防止の入った著作物を無理やりコピーしたら違法
 - 違法にアップロードされた著作物を、違法と知りながらダウンロードした人も違法

※平成24年10月1日施行 違法ダウンロードの刑事罰化について

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/online.html>

- H26, H30, R2, R3, R5にも改定あり

詳しい改訂履歴は下記URLを参照

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei>

CRIC(公益社団法人著作権情報センター)「著作権Q&A」

<https://www.cric.or.jp/qa/index.html>

ACCS(一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)「著作権Q&A」

<https://www2.accsjp.or.jp/qa/>

著作権に配慮した 参照(引用・参考)の方法

最終レポートは、間接引用がやりやすい。直接引用では、コピーと間違われることがある。

- 参照・引用・参考について(定義が様々)
 - 直接引用、抜粋 --- 本テキストでは「引用(citation)」
 - どちらかと言えば発言者と文脈を尊重
 - 間接引用、要約 --- 本テキストでは「参考(reference)」
 - どちらかと言えば客観的事実、再現可能性を尊重
- バンクーバー方式
 - 自然科学系・医学系で主として用いられる。
- ハーバード方式
 - 人文・社会科学系で主として用いられる。

最終レポートで個人的に推奨

最終レポートは、ハーバード方式が指定されている。

参考資料

https://jipsti.jst.go.jp/sist/pdf/SIST_booklet2011.pdf

<http://library.rikkyo.ac.jp/learning/reportguide/citation/>

理系での理想と 最終レポートでの善し悪し(○×)

※文字数のカウント方法も考慮した場合

			参照方法	
			文系	理系
			引用	参考
			citation	reference
記述方法 本文中での	理系	バンクーバ方式	×	理系で理想 ×
	文系	ハーバード方式 レポート指定	△	最終レポート ○

小野先生提示の「最終レポート」での指定は「ハーバード方式」です。参照方法はどちらでも良いでしょうが、文字数の関係から「参考・reference」の形式が良いと思います。

最悪だが起こりうるパターン

- 引用した※。
- 引用である旨を明記し忘れた。
- 引用元を記載し忘れた。



「剽窃・盗用」になる

※「直接引用」であれば「コピペ」と同じ。

基本的な考え・背景については
客観性の高い(第三者に誤解されない)
記述について＝科学的・学術的な記述
を参照して下さい。



別スライド資料・PDFへ

<https://www5.dent.niigata-u.ac.jp/~nisiyama/studyskills/scientific-writing.pdf>

本日の講義・演習内容

- 情報倫理とは？
- プライバシーと個人情報
- 知的所有権、特に著作権について
- **立ち位置による変化について**
- ケーススタディ
- 課題について
- 最後に

規範倫理化した範囲は 当然遵守

応用倫理として確立していない
範囲に、適切に対応するには？

各自の立ち位置を認識する

倫理と道徳・モラル・法規制との狭間 (p.104-105)

- 「私たちは、ともすると法制度の現状を調べて、それに服従してさえいれば問題は基本的に発生せず、発生した問題もそれに依拠することで容易に解決されると考えがちです。しかし、前述のように急速に進化していく情報社会においては、法制度と現実との間に乖離(かいり)が生じやすく、急場しのぎの新しい制度には制度自体の不備があることに加えて、その適正な運用のために必要な判例の積み重ねにも乏しい、というのが実情です。(中略)情報社会の市民が身につけておかなければならないものとは、ネットワークの特徴に鑑み(かんがみ)、**具体的場面で何が自分の依拠すべき行動規範であり、何が適切な行動なのかを考え抜く習慣**です。国民主権の今日、情報社会のルール作りは私たち一人ひとりの肩にかかっているのだ、という主体的意識が不可欠なのです。」

所属の変化と立ち位置の変化

部外者から関係者へ、受ける側から施す側へ

大学生・大人の社会
外部の問題
倫理的言及は可能

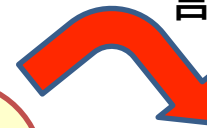
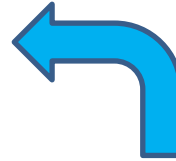
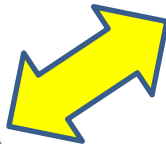
言及

言及

高校生まで
確立された倫理観

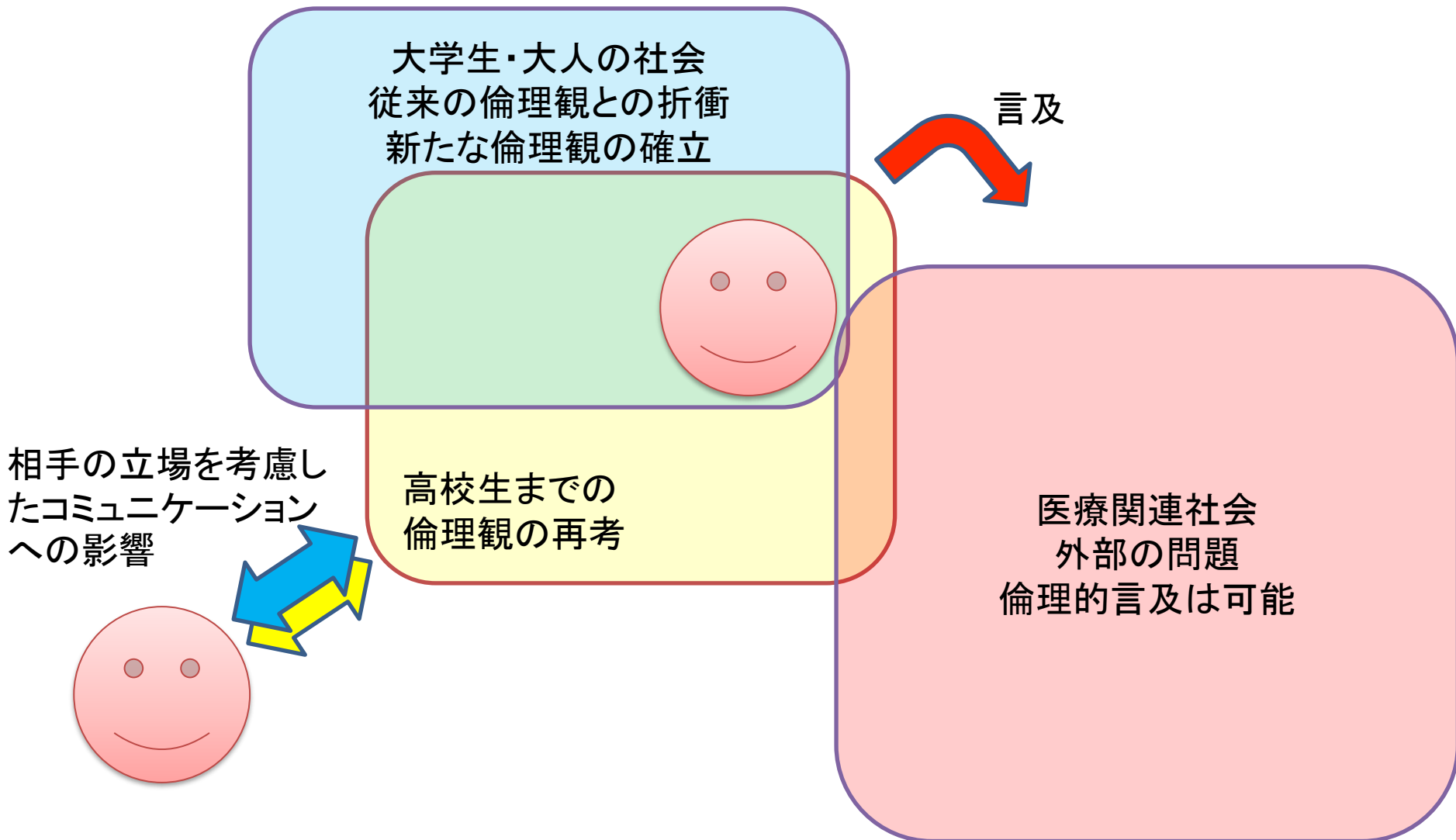
医療関連社会
外部の問題
倫理的言及は可能

相手の立場を考慮し
たコミュニケーション
への影響



所属の変化と立ち位置の変化

部外者から関係者へ、受ける側から施す側へ



所属の変化と立ち位置の変化

部外者から関係者へ、受ける側から施す側へ

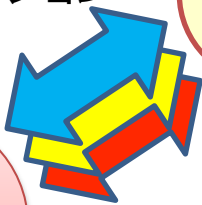
大学生・大人の社会
倫理観の再考

高校生までの
倫理観の再考

医療関連社会
従来の倫理観との折衝
新たな倫理観の確立



相手の立場を考慮したコミュニケーションへの影響



ネット上に保管されている情報は、
常に漏洩の危険性に晒されている。

クラウド等

各自が所有している（特に他人の）
個人情報に注意！

近い将来、医療関係に携わるため、患者
情報を扱うことになるので注意！！

最近のクラウド関連の資料

- クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン(第3版)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000771515.pdf
- クラウドセキュリティとは？総務省のガイドラインにそった対策7選を紹介
<https://gijiroku.ai/blog/others/2585>
クラウドセキュリティで起こりうるトラブル例
 - 情報漏洩
 - 第三者による情報の不正利用
 - 障害時や災害時のデータ消失
 - 外部からのサイバー攻撃
 - 従業員のアカウントの乗っ取り
- 最近の関連ニュース
 - ネット証券、セキュリティのずさんさ露呈 ID・パスワードだけで入れる「裏口」に批判
<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2505/02/news111.html>
 - 証券口座情報、盗難の手口にコンピューターウイルスも
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB291YK0Z20C25A4000000/>

講義のスライド等を「無断で」撮影しない

スマホは基本的にネットに繋がっており、情報漏洩の危険性がある

- 講義のスライド等を「無断で」撮影しない。
 - 理由：医療関連の内容が多い。
 - 提出期限等の必要不可欠な情報はメーリングリストに流してもらおう。
- 講義中等の友人の写真等も同様。
 - 理由：写っている級友のプライバシーの問題。

※あまりにひどいと、**医療従事者として、個人情報の管理を任せられるかどうか心配**になる。また、レポート等にて剽窃・盗用をしているのでは？と、疑いのまなざしでみられても仕方がない。

SNSを利用するにあたり注意点

新潟大学の学生であることを常に意識すること

- 閲覧範囲に注意（でも漏れる危険性はゼロではない）
 - クラブ活動等の公的な発言はオープンでもいい。
 - X(旧Twitter)で個人的な発言（個人を特定されうる発言）が多い場合には、できるだけ鍵をかける等、工夫する。（でも「安全」ではない）
 - たとえ鍵を開けられても大丈夫な情報に限定する。
- 第三者から見た情報の意味を常に考える
 - たとえ閲覧を限定していても、迷惑行為、他人が見て不愉快に思うこと、および個人情報を流さない。
 - 個人が特定され、不都合な情報を拾い出されて拡散された場合に、取り返しがつかない。
 - フォロワーだけが知っているわけではない。ネット上に載せられた情報は、瞬時に自動的に機械が収集し、あとで多くの人々に閲覧されうる。

医療者によるSNSおよび 古いけれど有用な啓蒙書

- 「医療者のための情報発信 -SNS時代に伝えたいことを伝えたい人に届けるヒント」
中外医学社 (2022/3/24)
ISBN-10 : 4498148126
- 鳥飼重和 監修 『その「つぶやき」は犯罪です（知らないとマズいネットの法律知識）』 新潮新書
- 黒崎 剛、野村俊明 編著 『生命倫理の教科書（何が問題なのか）』 ミネルヴァ書房
- 中島みち 『「尊厳死」に尊厳はあるか』 岩波新書

インターネット上の違法・有害情報に対する対応 (プロバイダ責任制限法)



[総務省トップ](#) > [政策](#) > [情報通信\(ICT政策\)](#) > [電気通信政策の推進](#) > [電気通信消費者情報コーナー](#) > インターネット上の違法・有害情報に対する対応(プロバイダ責任制限法)

インターネット上の 違法・有害情報に 対する対応(プロバ イダ責任制限法)

インターネット上の違法・有害情報に対する対応(プロバイダ責任制限法)

インターネット上の違法・有害情報に対しては、被害者救済と表現の自由という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プロバイダにおける円滑な対応が促進されるような環境整備を行っています。

総務省は、プロバイダ責任制限法を中心とした制度整備を行う一方で、個別の違法・有害情報への対応に関しては、事業者団体や個別のプロバイダによる自主的な取組が行われており、総務省はそれらの取組の支援を行っています。

違法な情報

権利侵害情報

〇〇はヤブ医者である(名誉毀損)
海賊版サイト(著作権侵害)

その他の違法情報

児童ポルノ・わいせつ物
麻薬・危険ドラッグの広告

違法ではないが有害な情報

公序良俗に反する情報

死体画像(人の尊厳を害する情報)
自殺を誘引する書込み

青少年に有害な情報

アダルト、出会い系サイト
暴力的な表現

国による制度整備

プロバイダ責任制限法

- 権利侵害情報に関して、プロバイダが情報の削除を行わなかった場合・行った場合のそれぞれについて、プロバイダの損害賠償責任の免責要件を規定
- 権利侵害情報に関して、プロバイダが保有する発信者の情報の開示を請求できる権利を規定

事業者団体による自主的取組

契約約款モデル条項

- 誹謗中傷の書込み等を禁止事項とし、これに反する場合の削除等を規定する利用者との約款のモデルを提示

関係ガイドライン

- 具体的に削除すべき事例や参照すべき裁判例を示した各種ガイドラインを作成

相談への対応

違法・有害情報相談センターの設置・運営

- インターネット上に流通した違法・有害情報による被害の相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等をアドバイス

インターネット上の違法・有害情報に対する対応 (利用者側への情報)



インターネット上の誹謗中傷への対策

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/hiboutyusyou.html

インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

https://www.soumu.go.jp/main_content/000862037.pdf

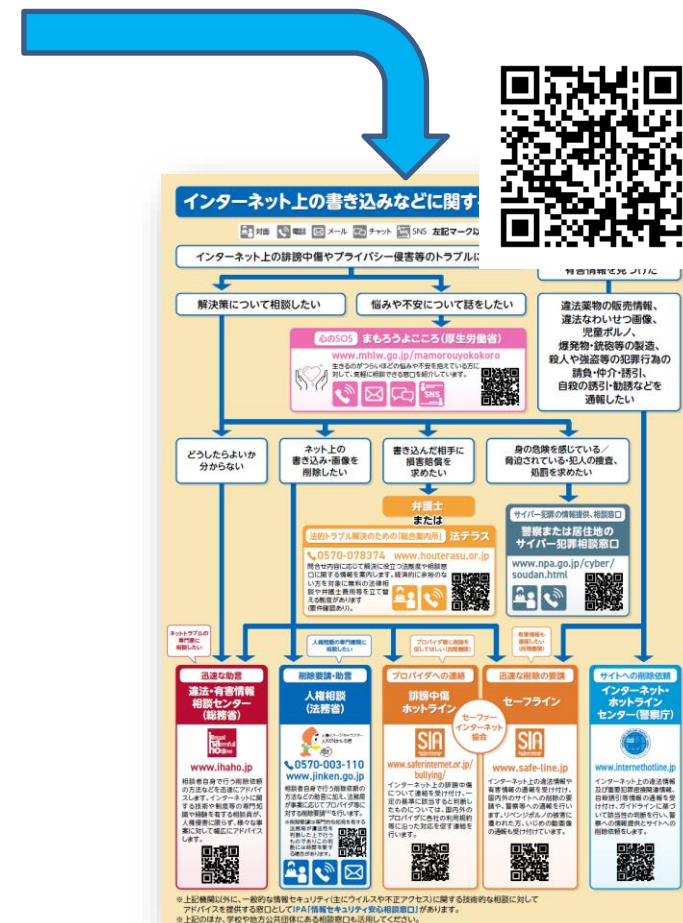
SNSの誹謗中傷 あなたが奪うもの、失うもの～#NoHeartNoSNS(ハートがなかりゃSNSじゃない!)～政府広報

SNSの誹謗中傷に関する動画及び記事「SNSの誹謗中傷 あなたが奪うもの、失うもの～#NoHeartNoSNS(ハートがなかりゃSNSじゃない!)～」を政府広報オンラインにて公表しています。



<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202011/2.html>

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202011/2.html>



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対して
アドバイスを提供する窓口としてIPA(情報セキュリティ・総合相談窓口)があります。
※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

ケーススタディ

※要パスワード

(別スライド)

<https://www5.dent.niigata-u.ac.jp/~nisiyama/studyskills/SS-2025-InfoEthics-case-study.pdf>

ふたたび情報倫理とは

- インターネットは「直接的」な倫理関係の大部分を「間接的」な倫理関係に変えてしまった。
ネット上では相手の存在が希薄になりがち。
- 「他者に対する最低限の配慮を求めるモラル」
(越智 2000)
- 倫理とは思いやりの心が無ければ成り立たない、情報の陰に隠れてしまいがちな相手を思いやりつつ論理的に思索することが情報倫理の本質だと思われる。

情報倫理を取り巻くもの

- 哲学(特に西洋哲学)・メタ倫理からの側面
 - 絶対と相対と全体と個と
- 生物学・遺伝・進化・脳科学からの側面
 - 類人猿での倫理という概念
 - ミラーニューロン・共観という概念
 - 生物進化とネットワークの進化との違いと適応
- 応用倫理の一部としての情報倫理
 - 倫理学の範疇か、情報を扱う専門家の範疇か
- 情報という概念・分類からの側面
 - インターネット以外の情報
 - 遺伝子情報・医療情報

その他・最近重視されている倫理 研究倫理



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

[> サイトマップ](#)

[> English](#)

文字

会見・報道・お知らせ

政策・審議会

白書・統計・出版物

[トップ](#) > [科学技術・学術](#) > [科学技術・学術の国際活動](#) > [研究インテグリティ](#)

● 研究インテグリティ

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されています。

こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

このような状況を踏まえ、政府としては、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)の自律的な確保を支援しています。

※ここでいう研究インテグリティとは、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性を意味します。

その他・最近重視されている倫理

AI倫理(1)

- AI倫理とは？-生成AIを開発・活用するために企業が考えなければいけないこと-

<https://www.dir.co.jp/world/entry/solution/ai-ethics>

- 看護に求められる倫理概念をロボットやAIに実装できるのか？

https://www.tus.ac.jp/today/archive/20230706_1527.html

政府・政策関連サイト

- GPAI (OECD)
 - <https://oecd.ai/en/>
- GPAI専門家支援センター (GPAI Expert Support Center、日本・東京)
 - <https://www2.nict.go.jp/gpai-tokyo-esc/>
- AI法 (EU)
 - <https://artificialintelligenceact.eu/>
- AISI (AIセーフティ・インスティテュート、日本)
 - <https://aisi.go.jp/>

その他・最近重視されている倫理 AI倫理(2)・政府関係資料

- AIと社会－倫理・リスク・包摂－(財務省)
<https://www.mof.go.jp/pri/research/seminar/fy2022/lm20221109.pdf>
- AI倫理に関する国際対応について(内閣府)
https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ningen/r4_1kai/siryo1.pdf
- UNESCOのAI倫理勧告(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/content/20220826-mxt_koktou02-000024125_4.pdf
- 欧州(EU)AI規制法
<https://artificialintelligenceact.eu/>
<https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/100741144.pdf>
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202401689
https://www.soumu.go.jp/main_content/000826707.pdf
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/awareness-cyber-security/generative-ai-regulation10.html>

欧州 (EU) AI 規制法での汎用目的型 AI モデル (GPAI; General Purpose AI) いわゆる「マルチモーダルな LLM」

「汎用人工知能 (AGI; Artificial General Intelligence) とは定義が異なる

<https://artificialintelligenceact.eu/article/3/>

(63) ‘general-purpose AI model’ means an AI model, including where such an AI model is trained with a large amount of data using self-supervision at scale, that displays significant generality and is capable of competently performing a wide range of distinct tasks regardless of the way the model is placed on the market and that can be integrated into a variety of downstream systems or applications, except AI models that are used for research, development or prototyping activities before they are placed on the market;

Related: Recitals 97, 98, and 99

<https://www.businesslawyers.jp/articles/1431>

Business Lawyers「EU AI法の概要と日本企業に必要な対応を解説」

GPAIモデルの定義 (3条63号)

大量のデータを使用して、自己教師にて大規模に訓練された場合を含め、顕著な汎用性を示し、モデルが市場に投入される方法にかかわらず、広範囲の異なるタスクを適切に実行でき、さまざまな下流のシステムやアプリケーションに統合できるAIモデルをいう。ただし、市場に投入される前の研究、開発、またはプロトタイピング活動に使用されるAIモデルはGPAIから除く。

日本での生成AIガイドライン 注意喚起関係

- テキスト生成AI利活用におけるリスクへの対策ガイドブック(α版、デジタル庁)
<https://www.digital.go.jp/resources/generalitve-ai-guidebook>
- 文章生成AI利活用ガイドライン・活用事例集(東京都・デジタルサービス局)
<https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/business/ict/ai-guideline>
- 自治体における生成AIガイドライン策定の必要性(日本総研)
<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=109760>
- AI事業者ガイドライン(総務省・経産省)
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ai_network/02ryutsu20_04000019.html
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20240419_report.html
- DeepSeek 等の生成 AI の業務利用に関する注意喚起(デジタル庁・事務連絡)
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d2a5bbd2-ae8f-450c-adaa-33979181d26a/e7bfeba7/20250206_councils_social-promotion-executive_outline_01.pdf

テキスト生成AI利活用におけるリスクへの対策ガイドブック(α版)

<https://www.digital.go.jp/resources/generalitve-ai-guidebook>

2.1 テキスト生成 AI の利活用が不適切であるケースにテキスト生成 AI を用いるリスク

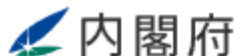
テキスト生成 AI の利活用が不適切である場合にテキスト生成 AI を用いることによりリスクが発生することが考えられる。例えば以下の 6 類型が考えられる。

- (1) テキスト生成 AI による回答の期待品質が高すぎる場合
- (2) そもそも人間が行うべき仕事であり、AI による代替が不適切な場合
- (3) 特定の資格を必要とする作業であることが法令に定められている場合
- (4) テキスト生成 AI の知識に無い事項を答えさせる場合
- (5) テキスト生成 AI 利活用の構築・運用費が費用対効果に見合わない場合
- (6) その他、AI 事業者ガイドラインの「共通指針」(ページ 12~20)に違反する場合

(3)は例えば、症状についての記述から必要な薬をテキスト生成 AI に推定させ、薬の処方箋を自動発行するケースは不適切な事例である。医師法や歯科医師法に違反する。

AIと著作権の関係について

https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_team/3kai/3kai.html



English



[内閣府ホーム](#) > [内閣府の政策](#) > [科学技術・イノベーション](#) > [AI戦略](#) > [AI戦略チーム](#)
([関係省庁連携](#)) > AI戦略チーム(関係省庁連携)(第3回)

AI戦略チーム(関係省庁連携)(第3回)

日時



令和5年5月15日(月) 14:00-14:50

資料

資料

[AIと著作権の関係について\(PDF:380KB\)](#)

AIと著作権の関係等について



基本的な考え方

- 著作権法では、**著作権者の権利・利益の保護と著作物の円滑な利用のバランス**が重要
- 著作権は、「**思想又は感情を創作的に表現した**」著作物を保護するものであり、**単なるデータ(事実)やアイデア(作風・画風など)**は含まれない
- AIと著作権の関係については、「**AI開発・学習段階**」と「**生成・利用段階**」では、**著作権法の適用条文が異なり、分けて考えることが必要**

現状の整理

AI開発・学習段階（著作権法第30条の4※）

※平成30年著作権法改正により新たに規定

- 著作物を学習用データとして収集・複製し、学習用データセットを作成
- データセットを学習に利用して、AI（学習済みモデル）を開発
- AI開発のような情報解析等において、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用行為※¹は、**原則として著作権者の許諾なく利用することが可能**
 - ※¹ 例えば、3DCG映像作成のため風景写真から必要な情報を抽出する場合であって、元の風景写真の「表現上の本質的な特徴」を感じ取れるような映像の作成を目的として行う場合は、元の風景写真を享受することも目的に含まれていると考えられることから、このような情報抽出のために著作物を利用する行為は、本条の対象とならないと考えられる
- ただし、「**必要と認められる限度**」を超える場合や「**著作権者の利益を不当に害することとなる場合**※²」は、この規定の対象とはならない。
 - ※² 例えば、情報解析用に販売されているデータベースの著作物をAI学習目的で複製する場合など

生成・利用段階

- AIを利用して画像等を生成
- 生成した画像等をアップロードして公表、生成した画像等の複製物（イラスト集など）を販売
- AIを利用して生成した画像等をアップロードして公表したり、複製物を販売したりする場合の**著作権侵害の判断は、著作権法で利用が認められている場合※を除き、通常の著作権侵害と同様**
 - ※ 個人的に画像を生成して鑑賞する行為（私的使用のための複製）等
- 生成された画像等に**既存の画像等（著作物）との類似性**（創作的表現が同一又は類似であること）や**依拠性**（既存の著作物をもとに創作したこと）が認められれば、**著作権者は著作権侵害として損害賠償請求・差止請求が可能であるほか、刑事罰の対象ともなる**

今後の対応

- 上記の「現状の整理」等について、セミナー等の開催を通じて速やかに普及・啓発
- 知的財産法学者・弁護士等を交え、文化庁においてAIの開発やAI生成物の利用に当たっての論点を速やかに整理し、考え方を周知・啓発
- コンテンツ産業など、今後の産業との関係性に関する検討等について

（問い合わせ先：著作権について）
文化庁著作権課
電話 03-5253-4111（内線2775）

（問い合わせ先：コンテンツ産業との関係について）
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局重要課題（社会システム基盤）担当
電話 03-5253-2111（内線36230）

https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_team/3kai/shiryo.pdf

生成・利用段階

- A I を利用して画像等を生成
 - 生成した画像等をアップロードして公表、生成した画像等の複製物(イラスト集など) を販売
- A I を利用して生成した画像等をアップロードして公表したり、複製物を販売したりする場合の**著作権侵害の判断**は、著作権法で利用が認められている場合※を除き、**通常の著作権侵害と同様**
- ※ 個人的に画像を生成して鑑賞する行為（私的使用のための複製）等
- 生成された画像等に**既存の画像等（著作物）との類似性**（創作的表現が同一又は類似であること）や**依拠性**(既存の著作物をもとに創作したこと)**が認められれば、著作権者は著作権侵害として損害賠償請求・差止請求が可能であるほか、刑事罰の対象ともなる**

文化庁

AIと著作権について

- <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>
から抜粋
- デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方(著作権法第30条の4, 第47条の4及び第47条の5関係)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_17.pdf
- AIと著作権に関する考え方について
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf
- AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_01.pdf
- 令和6年度著作権セミナー「AIと著作権Ⅱ」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_02.pdf

新潟大学生成AI利用促進ガイドライン

新潟大学生成AI利用における注意点

[ホーム](#) > [サービス一覧](#) > [教育・研究](#) > [教育・研究 その他](#) > 新潟大学生成AI利用促進ガイドライン

新潟大学生成AI利用促進ガイドライン

更新日:2025年 4月 10日

新潟大学の教職員、学生等が教育・研究及び業務で生成AIを活用することで、業務効率の改善や新しいアイデア出し、効果的な学修の支援等が期待でき、また、高等教育機関として、生成AIの仕組みを理解し有効に活用する人材の育成は急務であり、積極的な利用を推奨します。

本ガイドラインは、本学の教職員及び学生等が生成AIの特性を理解し、利用するために注意すべき事項を解説するものです。

- [新潟大学生成AI利用促進ガイドライン](#)  学内限定
- [新潟大学生成AI利用における注意点](#)  学内限定

新潟大学生成AI利用促進ガイドライン

https://www.cais.niigata-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/gateway/guideline_generativeAI_202503.pdf

目次

1. 本ガイドラインの目的
2. 生成AIとは
3. 本ガイドラインが対象とする範囲
4. 生成AIの利用
 - (1) 研究活動における生成AIの利用
 - (2) 教育活動における生成AIの利用
 - (3) 業務運営における生成AIの利用
5. 生成AIのリスクと気を付けるべきこと
 - (1) 生成AIのリスク・正確性
 - (2) 生成AIのリスク・公平性
 - (3) 生成AIのリスク・著作権侵害
 - (4) 生成AIのリスク・情報管理
 - (5) 生成AIのリスク・悪用
6. 注意事項（詳細）



真の強さを学ぶ。

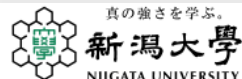
新潟大学
NIIGATA UNIVERSITY

新潟大学生成AI利用促進ガイドライン

令和7年3月
DX推進委員会

新潟大学生成AI利用における注意点

https://www.cais.niigata-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/gateway/notification_generativeAI_202503.pdf



真の強さを学ぶ。

新潟大学生成AI利用における注意点

令和7年3月
DX推進委員会

目次

1. 生成AIへのデータ入力の禁止事項
2. データ入力に際しての注意点
3. 生成物を利用するに際しての注意点



AIに関連する最近の資料類

- The 2025 AI Index Report (Stanford Univ. HAI)
 - <https://hai.stanford.edu/ai-index/2025-ai-index-report>
https://hai-production.s3.amazonaws.com/files/hai_ai_index_report_2025.pdf

- コリングリッジのジレンマ
 - 技術が社会で使われる前にその影響力を予測することは難しい
 - 一度普及してしまった技術は制御するのが難しい



- 「社会実験」ではなく「実験社会」
- 私たち一人一人の役割と責任とは？
- どのような生き方・働き方を目指す？

東京大学 未来ビジョン研究センター
日本ディープラーニング協会
理化学研究所 AIPセンター
江間有沙 先生の最後のスライド

「応用倫理」

課 題

- 別途提示したケーススタディについて、学務情報システムでの「授業アンケート(2回目)」経由で提出。
- 提出期限：5月15日(木)

最後に

- 私同様、学生諸子も「倫理学」や「情報学」の専門家ではないでしょうが、既に「倫理」に関わる多くの「情報」を扱っていることを再認識してください。
- ゆくゆくは「医療情報・臨床情報」を扱う立場になることを念頭に置きつつ、「情報倫理」という概念を自分自身のものにしてください。